

公募要領

交付申請受付期間：2026年4月23日（木）～2026年5月29日（金） 必着

1. 目的

小売店や飲食店などで、何もしなければ廃棄されてしまう食品を安価で市民とマッチングする「フードロスロッカー」を設置・運営する事業者に対して補助金を交付することで、食品ロスの削減と物価高騰対策の促進を図ることを目的とする。

2. 補助対象者

(1) 補助事業等の対象となる者は、次に該当する者とする。(ただし、国、独立行政法人、地方公共団体は除く。)

- ①市内の建物の所有者及び占有者（予定を含む）
- ②市内の土地の所有者及び占有者（予定を含む）
- ③その他市長が特に認める者

(2) 上記（1）に定める者のほか、対象者は、次に掲げるすべての条件を満たす者とする。

- ①代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている事業者でないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- ④国税（法人税、所得税、消費税（地方税を含む））及び神戸市税を含む地方税を滞納している又は未申告である事業者でないこと。

3. 補助対象となるフードロスロッカーの要件

補助対象となるフードロスロッカーは、下表に定める要件すべてに適合するよう整備しなければならない。

種類	内容（事業用資産に限る）
求める条件	(1) 第1条に定める目的の達成を図るため、運営を行うこと (2) 補助対象フードロスロッカーの供用開始日から5年以上継続して、適切な管理・運営を行うこと (3) 市内の複数店舗が、店頭表示価格を下回る価格で商品を販売できるようにすること

	(4) 補助対象者が食品の安全管理・衛生管理を適切に行うこと (5) 年齢確認が必要となるような商品については、販売は行わないこと																				
必要とする機能	(1) 常温・冷蔵・冷凍など、食品に応じた温度帯で安全に保管できる構造であること (2) 利用者が、非対面で食品を受け取れる仕組みであること (3) 必要に応じて専用アプリ・Web サイト等と連携可能にすること																				
設置場所	次のいずれかに該当する場所 (1) 次に掲げるすべての条件を満たす場所 ア. 道路又は公共的な通路から直接出入りできること イ. 小売店舗等、食品ロスが発生しやすい場所に近接していること ウ. 利用者が日常的に立ち寄る場所であること (2) 本市が指定する下記のいずれかの場所（使用料は設置者負担） <table border="1" data-bbox="416 719 1370 1160"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>所在地</th> <th>台数</th> <th>使用料（税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市営地下鉄 三宮駅</td> <td>神戸市中央区</td> <td>1</td> <td>119,000 円/月 (改札外)</td> </tr> <tr> <td>神戸市営地下鉄 海岸線新長田駅</td> <td>神戸市長田区</td> <td>1</td> <td>51,000 円/月 (改札外)</td> </tr> <tr> <td>神戸市営地下鉄 名谷駅</td> <td>神戸市須磨区</td> <td>1</td> <td>79,000 円/月 (改札外)</td> </tr> <tr> <td>神戸市営地下鉄 海岸線中央市場前駅</td> <td>神戸市兵庫区</td> <td>1</td> <td>44,000 円/月 (改札外)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※設置条件および使用可能範囲は別紙のとおり</p>	場所	所在地	台数	使用料（税抜）	神戸市営地下鉄 三宮駅	神戸市中央区	1	119,000 円/月 (改札外)	神戸市営地下鉄 海岸線新長田駅	神戸市長田区	1	51,000 円/月 (改札外)	神戸市営地下鉄 名谷駅	神戸市須磨区	1	79,000 円/月 (改札外)	神戸市営地下鉄 海岸線中央市場前駅	神戸市兵庫区	1	44,000 円/月 (改札外)
場所	所在地	台数	使用料（税抜）																		
神戸市営地下鉄 三宮駅	神戸市中央区	1	119,000 円/月 (改札外)																		
神戸市営地下鉄 海岸線新長田駅	神戸市長田区	1	51,000 円/月 (改札外)																		
神戸市営地下鉄 名谷駅	神戸市須磨区	1	79,000 円/月 (改札外)																		
神戸市営地下鉄 海岸線中央市場前駅	神戸市兵庫区	1	44,000 円/月 (改札外)																		

4. 補助対象経費

2027年3月31日までに実施した以下の経費を対象とする。

補助対象項目	対象となる経費
設備の取得及び設置に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ロッカー本体費用、ラッピング費、運搬費 電源改修費 基礎工事費 その他市長が必要と認めるもの
設備設置後の広告宣伝に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> チラシ等の制作・印刷費 ポスター等の掲示費 デジタルサイネージ放映費 その他市長が宣伝効果があると認めるもの

(補助対象外となる経費)

- ・設備の維持管理に要する経費（土地の賃料、ロッカー運転に必要な電気代等）
- ・交付決定日以前に発注・契約締結した事業費、経費等
- ・補助対象期間後に行った事業費、経費等

5. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で下表に定めるとおりとする。

補助対象	補助率	上限金額
① 設備の取得及び設置に要する経費	1 / 1	750 万円
② 設備設置後の広告宣伝に要する経費	1 / 1	50 万円

6. 補助金の交付時期

事業完了後に精算のうえ、請求に基づき補助金を交付する。

なお、補助金の交付は運営事業者に対して行う。

※原則は実績確認後の支払いとなるが、概算払いの申請も可能とする。交付決定額の2分の1を限度して支払う。(7月を予定)

7. 補助事業者の責務

補助事業者は、補助事業の実施期間を通じて、下記の事項を行うものとする。

① 設置・機器管理	<ul style="list-style-type: none">・フードロスロッカー本体の調達、設置、維持管理、および撤去・機器故障時の対応・清掃・消毒等の衛生管理
② 商品の取り扱い・安全管理	<ul style="list-style-type: none">・販売商品の設定・消費期限・品質管理体制の構築・消費期限切れ食品の廃棄体制の構築・販売商品の調達、回収、管理体制の構築・商品に関する事故発生時の連絡・対応体制の構築・神戸市健康局保健所衛生監視事務所への必要な届出等の実施・食品衛生責任者の選任・その他本事業の遂行に必要な許可の取得、手続きの実施
③ 利用者対応	<ul style="list-style-type: none">・フードロスロッカーの利用方法案内・アプリ・Web サイト等の運用・フードロスロッカー、アプリ等の利用に関する問い合わせ対応・購入時のトラブルに対する対応体制の構築
④ 広報・市内事業者との連携	<ul style="list-style-type: none">・協力店舗の募集に関する事項・SNS や広報媒体による周知活動
⑤ 神戸市との連携・協力	<ul style="list-style-type: none">・フードロスロッカー、フードシェアリングサービス等の利用促進に関するキャンペーン、食支援広報、啓発事業、イベントなどへの協力・政策効果の検証および事業改善に必要となる各種データの定期的な報告 (利用者データ、販売データ、売上など)

8. 本市が実施するフードロスロッカーの利用促進策

フードロスロッカーの利用促進を図るため、本市より以下の支援策を実施する予定としている。なお、実施に当たり補助事業者は協力しなければならない。

① 商品提供事業者への支援	・販売手数料の補助 ・初期登録費用の補助 ・サービス導入に関する講習 ・出品に関する支援
② フードロスロッカーの周知・広報	・神戸市ホームページによる周知 ・周知イベントの実施 ・広報紙や SNS 等を活用した情報発信
③ 市民への支援	・割引クーポンの発行

9. 申請方法等

(1) 申請方法

本補助金の申請は、メール、郵送、持参のいずれかにより受付を行う。

【メール】提出先：gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp

【郵送・持参】提出先：神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST 2 階

※必ず事前に神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付要綱を確認すること。

(2) 提出書類（2026年5月29日（金）17時必着）

- ① 神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第19号）
- ③ 事業計画書（様式第20号）
- ④ 収支予算書（様式第21号）
- ⑤ 見積書
- ⑥ 設備の仕様及び外形図
- ⑦ 設備の設置（予定）場所を示す位置図
- ⑧ 設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し（契約締結前は、契約書案の写しを可とするが、第7条第1項の規定により交付決定があった場合は、交付決定後、速やかに契約締結後の賃貸借契約書等の写しを提出すること。）
- ⑨ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第22号）
- ⑩ その他、市長が必要と認めるものを追加で求めることがある。

(3) 認定交付事業の決定（2026年6月中旬）

上記（2）の審査（提出した事業計画書について、外部有識者から意見を聴取、現地確認を行う場合がある。）を踏まえ、6月中旬頃に、認定もしくは不認定の結果を申請者あて通知する。（様式第2号または様式第3号）。なお、補助金額は予算の範囲内で決定する。

※概算払いの手続きについて

原則は実績確認後の支払いとなるが、概算払いの申請も可能とする。交付決定額の2分

の1を限度に概算払いの交付を受けることができる、概算払いを希望する場合、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金概算払請求書（様式第4号）を提出すること。

（4）事業計画の変更（随時）

交付決定後、補助事業の内容等に変更が生じた場合（補助事業者が補助事業の見直し等を行うことにより、補助金の対象となる経費が減額となる場合で、減額する金額が第9条第1項の規定により通知した補助金の決定額の100分の20に満たないときを除く）、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金等交付決定内容変更承認申請書（様式第5号）により、速やかに申請を行うこと。※少なくとも、2027年3月上旬までには、申請を行うこと。

（5）事業実績報告書の提出（2027年4月9日（金）まで）

交付決定運営事業者は、補助事業完了後30日以内（完了日も含む）または2027年4月9日のいずれか早い日までに、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金実績報告書（様式第11号）を提出すること。※その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合がある。

（6）補助金額の確定及び請求

神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金実績報告書（様式第11号）に基づき、補助事業の成果、対象事業費の審査を行い、補助金額を確定するとともに神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金額確定通知書（様式第12号）により通知する。交付決定運営事業者は、確定通知書を受領後、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金交付請求書（様式第13号）を提出し、補助金を請求すること。

（7）その他

- ① 提出された書類は返還しない。
- ② 審査の判定内容に関する問い合わせについては、応じない。
- ③ 2026年12月31日までに補助対象フードロスロッカーの供用開始を行うこと。
- ④ 本補助金を受けた場合、補助対象フードロスロッカーの供用開始日の属する月の翌月から1年間、毎月10日までに、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金状況報告書（様式第10号）により、本事業の実施状況を市長に報告すること。
- ⑤ 本制度の補助金の交付を受けた場合、補助対象フードロスロッカーの供用開始日から5年間、設備の台帳、領収書その他の帳簿等の関係書類を、必ず保管すること。
- ⑥ 本制度の補助金の交付を受けて取得した設備は、補助対象フードロスロッカーの供用開始日から5年間、市長がやむを得ないと認める場合を除き、以下の行為を行うことができない。やむを得ず行う場合、必ず神戸市に協議のうえ、事前に承認を得ること。
 - ア. 当該設備を補助金の目的以外に使用し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為
 - イ. 当該設備を補助金の交付決定をうけた設置場所とは別の所在地にある設置場所等に移転又は移設する行為

- ⑦ 本補助金を受けた補助事業者は、補助対象フードロスロッカーの供用開始日から5年間、神戸市フードロスロッカー設置経費等補助金事業継続状況報告書(様式第15号)により、事業の成果等を報告すること。また、当該補助対象事業の成果について、神戸市から補助事業者に対し、適宜報告又は発表を求めることがある。
- ⑧ 補助対象フードロスロッカーの供用開始日から5年間経過することなく、「3. 補助対象となるフードロスロッカーの要件」を満たさなくなった場合、経過期間に応じて神戸市が補助金の返還を求めることがある。

10. 運営事業者の選定スケジュール

内 容	時 期	提出書類
補助金交付申請	2026年5月29日(金)17時まで (必着)	① 様式第1号 ② 様式第19号 ③ 様式第20号 ④ 様式第21号 ⑤ 見積書(様式は自由) ⑥ 設備の仕様及び外形図 ⑦ 設備を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し ⑧ 様式第22号
書面審査	2026年5月下旬	
運営事業者への通知	2026年6月中旬(予定)	
供用開始期限	2026年12月31日(木)	
事業実績報告	2027年4月9日(金)まで	様式第11号
最終確定・請求	2027年4月16日(金)まで	様式第13号

11. 提出先、問い合わせ先

神戸市環境局事業系廃棄物対策課

所在地：〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザ EAST 2階

電話：078-595-6110 FAX：078-595-6250

電子メール：gs_jigyokei@city.kobe.lg.jp